

フォークリフト運転業務従事者安全衛生講習会のご案内

共催 陸災防三重県支部 松阪労働基準協会 伊勢労働基準協会

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき示された安全衛生教育に関する指針によって、事業者はフォークリフトの運転に従事させる者に対し安全衛生教育を行うように努めなければならないとされています。陸災防三重県支部と伊勢労働基準協会、松阪労働基準協会が共催で標題の講習会を開催します。この機会に受講して頂きますようお願い申し上げます。

開催日時 令和6年 6月 27日(木) 9:00~16:00
開催場所 三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター
(ポリテクセンター伊勢)
〒519-0501 伊勢市小俣町明野685
講習費用 7,500円(内消費税681円含む)
内訳:受講料5,795円(内消費税526円含む)・テキスト代1,705円(内消費税155円含む)
対象者 フォークリフト運転の資格を取得後、当該業務に就いて概ね3年経過している方

締切日6月7日
但し定員60名に
達し次第〆切

※今後の状況によっては、新型コロナウイルス感染予防のため、講習開催の延期や中止、定員縮小等の変更をする場合がございます。

受講申込方法 申込書に必要事項を記入し、下記にFAX、郵送またはご持参下さい。講習費用は、現金または銀行振込で納入して下さい。現金書留の場合は申込書を同封して下さい。

申込先 松阪労働基準協会 〒515-0814 松阪市久保田町173-8
TEL 0598-26-6022 FAX 0598-23-7712

入金先 ①現金 松阪労働基準協会
②振込 陸災防三重県支部
百五銀行 津駅前支店 普通 No.450609 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
(リクジョウカマツソウジギョウロウドウサイカイボウシキョウカイ ミケンシブ)

科目	時間	範囲	講習会資料
1最近のフォークリフトの特徴	2時間	(1)フォークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴	『フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト』ほか
2フォークリフトの取扱いと保守	2時間	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備	
3災害事例及び関係法令	2時間	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	

その他

- ◎本講習全科目を修了された方には、修了証を交付します。
- ◎受講当日、フォークリフト運転の資格を示す「修了証」をご持参下さい。
- ◎危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針で「実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、確実な実施を確保する観点から、当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施すること。」と示されています。一定期間とは当面5年と示されていますので、過去に受講された方もなるべく5年ごとに受講されることをお勧めします。
- ◎今後の予定(他の地区)は、陸災防三重県支部のホームページでご覧頂けます。申込書のダウンロードも可能です。

URL <http://rikusaibo.santokyo.or.jp/>

- ◎請求書をご入り用の際には陸災防三重県支部までお申し付け下さい。メールでの送付をご希望の方は下記メールアドレスまでご連絡ください。
rsb24@santokyo.or.jp

その他ご不明の点は下記へお問い合わせ下さい
伊勢労働基準協会 TEL 0596-24-6254
陸災防三重県支部 TEL 059-225-0356

【会場図】

